

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ポジティブ教育の推進

学年に応じて、「SST」「ピア・サポートプログラム」「レジリエンストレーニング」などの実践を重ね、自ら幸せを創り出していく教育の浸透を図ります。

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、人それぞれの個性を認め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

縦割り班（異学年交流）活動や集団宿泊体験等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳教材や「夢へのパスポート」などを活用し、発達段階に応じた支援を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○保幼小連携の推進

就学時健康診断の際に、幼児や保護者に対する未然防止に係る取組を促します。

（２）学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、児童・保護者・教職員へのアンケート、児童・保護者との面談の実施、校内研修の実施）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・いじめアンケートや教育相談の実施、道徳の授業を含めた全ての教育活動を通し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めた。
- ・「魅力ある学校づくり」や「ポジティブ教育」に取り組んだ。
- ・自他共に大切にすることを育てる支援や活動に取り組んだ。

【児童】

- ・学校は楽しい。
- ・みんなで何かをすることは楽しい。
- ・友達と仲よくし、自分や友達を大切にしている。
- ・自分には、よいところがある。

【保護者】

- ・学校は、いじめのない学級・学校づくりに努めている。
- ・お子さんは、楽しく学校に通っている。

（３）いじめの未然防止

○「魅力ある学校づくり」

- ・発達支持的生徒指導の理念にもとづき、すべての教育活動を通じて「魅力ある学校づくり」に取り組めます。
- ・すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- ・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が

主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進め、いじめのない学校、学級づくりを推進します。

- ・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の自発的、主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童生徒が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童生徒同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間行動計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットやSNS、情報機器等に関する指導

インターネットやSNS、情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な働きかけを組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの発見

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを発見するよう努めます。

○言葉以外のサインの察知

児童生徒の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童生徒が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者対象のアンケートを年2回実施し、情報を集めていじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより早期にいじめを発見し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との相談を行い、好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用したり地域の住民や関係団体との連携を進めたりすることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめが発見された場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、情報を共有するとともに、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切かつ継続的な支援を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当 等

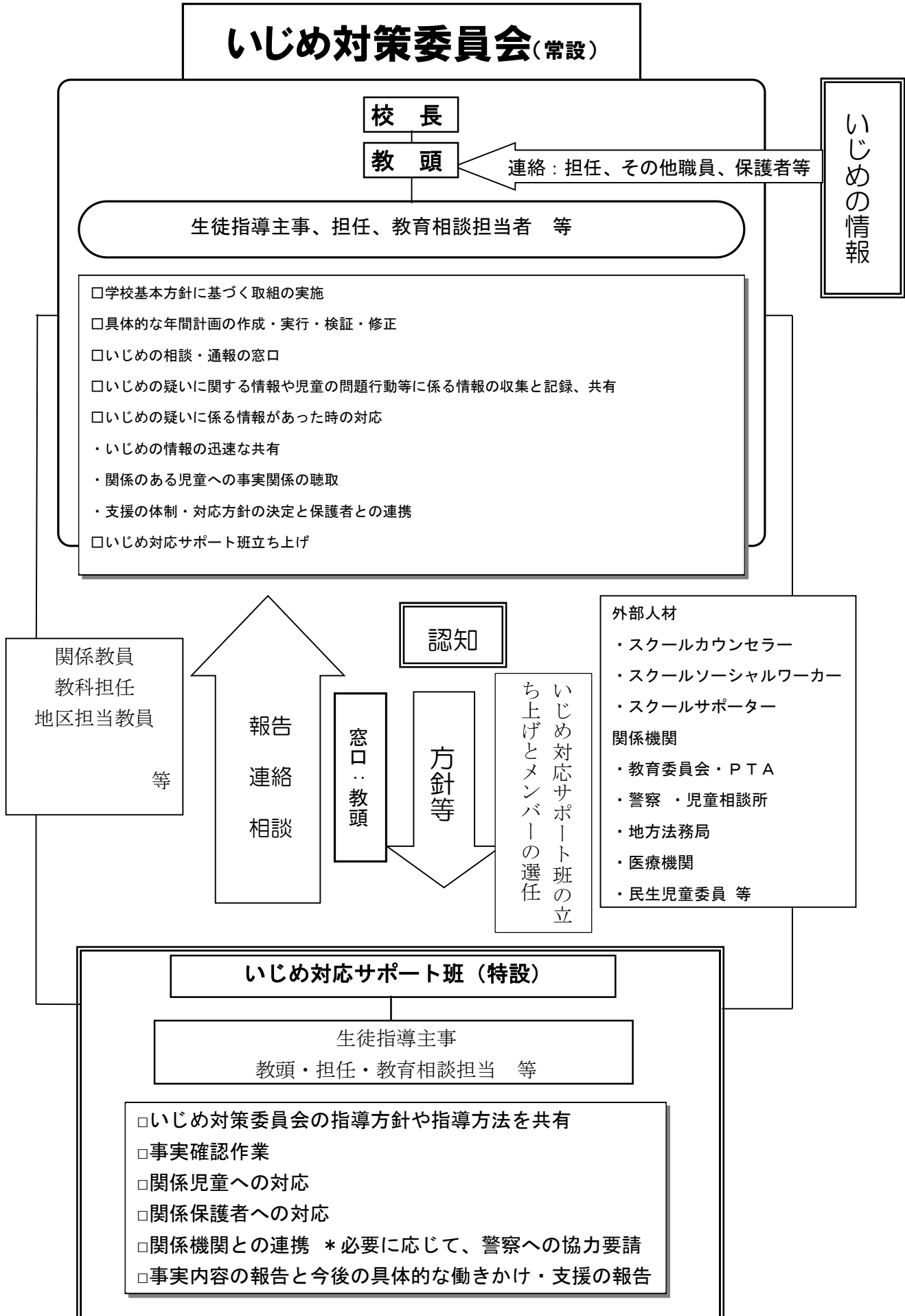
- （活動）
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・児童、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・記録の保存（保存期間 5年）
 - ・「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・教育委員会や関係機関等との連携
 - ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
 - ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）教頭、生徒指導主事、担任、教育相談担当 等

- （活動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への助言やその保護者への説明
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所



	教員の動き等	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA全体会・学級懇談会 ・基本方針の説明	学級開き ・1年間の目標 ・学級の組織、ルールづくり ・人権感覚の育成(互いの良さを認め合う)					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	縦割り活動計画 ・異学年交流(運動会、児童集会) ・高学年リーダーの育成 ・縦割り編成(8班編成、縦割り異学年での絆づくり)					
	校内研修 ・「魅力ある学校づくり」昨年度末のアンケート分析と前期前半の目標と方向性の確認 ・国が定めたチェックリストの利用	縦割り活動スタート ・顔合わせ会(自己紹介、清掃担当決め) ・清掃活動スタート ・絆づくり ・自治組織の活性化					
5月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・連休中の指導	運動会 ・絆づくり ・縦割り活動(異学年交流)					
	児童理解 ・気がかりな児童について職員間で共通理解する ・職員全体で児童を見る						
6月	いじめ対策委員会 ・いじめアンケート調査と情報共有	SOSの出し方教室 ・困ったときの相談のしかた					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 互いの意見を尊重する態度の育成 自己表現の場、学級での居場所づくり	いじめアンケート調査					
		ふれあい(教育相談)週間 ・アンケート結果をもとに面談 ・相談しやすい関係の構					
		町たんけん	あわら市めぐり	福祉体験活動	自然教室 ・体験活動 ・絆づくり		

	教員の動き等	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・アンケート結果から改善策の検討	子どもの声調査 前期前半の振り返り					
	児童集会 ・縦割り班で活動 ・集会 ・絆づくり ・リーダーの育成						
	保護者アンケート ・保護者から得た情報をもとに児童と面談 ・教育活動の改善	ひまわり教室 ・休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等					
	保護者会 ・児童の状況に関する情報を得る ・意見交換	地区子ども会 ・集団登下校のふりかえり ・地域での問題点の把握と解決 ・夏休みの過ごし方					
	子どもの声調査の分析と計画 ・未然防止に生かす	児童集会「縦割り班での交流」 ・絆づくり(みんなで協力し活動する楽しさ) ・自治組織の活性化					
8月	いじめに関する校内研修会 教職員アンケート ・7月までの反省 ・授業再開後の取組 ・国が定めたチェックリストの活用	家庭での読書や手伝い ・親子読書等 ・家庭の一員としての役割 地域での行事への参加					
		カヌーポロ大会参加 ・体験活動 ・絆づくり ・他校との交流					
		授業再開 ・規則正しい生活					
9月	いじめ対策委員会 ・夏休み中の状況把握 ・今後の取組を確認	児童集会「縦割り班での交流」 ・絆づくり(みんなで協力し活動する楽しさ) ・自治組織の活性化					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 ・楽しく、分かる授業	修学旅行 ・自主的計画 ・文化体験 ・絆づくり					

	教員の動き等	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・秋休み前の支援</p> <p>授業研究</p> <p>児童理解 ・気がかりな児童について職員間で共通理解する ・職員全体で児童を見る</p>	<p>遠足(1~3年) ・学年・異学年での親睦と交流 ・3年リーダーの育成 ・複数教員で児童把握</p>		<p>校外学習 ・学年での親睦と交流 ・リーダーの育成</p>		<p>校外学習 ・学年での親睦と交流 ・リーダーの育成</p>	
11月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>授業研究</p>	<p>いじめアンケート調査</p> <p>読書週間 ・読書で心の栄養を 豊かな情操 ・好きな本の紹介(読書の幅を広げる) ・図書委員会の発表</p> <p>ふれあい(教育相談)週間 ・アンケート結果をもとに面談 ・相談しやすい関係の構</p> <p>フェスティバル ・新たな絆づくり ・こども園児との交流</p> <p>校外学習 ・学年での親睦と交流 ・リーダーの育成</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握</p> <p>保護者アンケート ・保護者から得た情報をもとに児童との面談 ・教育活動の改善</p> <p>保護者会 ・児童の状況に関する情報を得る ・意見交換</p> <p>子どもの声調査の分析と計画 ・前回との比較</p>	<p>子どもの声調査 後期前半の振り返り</p> <p>大なわとび練習会 ・絆づくり(みんなで活動する楽しさ) ・リーダーの存在感</p> <p>年賀状交流 ・お世話になった方々との交流 ・絆づくり</p> <p>地区子ども会 ・集団登下校のふりかえり ・地域での問題点の把握と解決 ・冬休みの過ごし方</p> <p>学校評価アンケート</p>					<p>オープンクラス ・中学生体験 ・新たな絆づくり</p>

	教員の動き等	児童の活動など					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・ふりかえり ・今後の取組	新年のスタート ・規則正しい生活 ・新年の目標					
	学校評価について ・児童、保護者アンケートの集計結果の分析 ・保護者の意見を把握 ・改善策を考える	給食週間 ・感謝の心(給食に携わる人々、食べ物に)					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	新入生 体験入学 ・新たな絆づくり ・こども園児の交流					
	学校公開 ・授業を公開する						
3月	情報発信 ・児童、保護者アンケートの集計結果と分析 ・次年度への改善点 等	6年生を送る会 ・5年生による計画(リーダーの引き継ぎ) ・感謝の気持ちを伝える ・自己有用感の育成					
	いじめ対策委員会 ・1年間の振り返り ・次年度に向けて(課題確認→計画)	子どもの声調査 1年間の振り返り					
3月	子どもの声調査の分析と次年度の計画 ・取組の振り返り	感謝の気持ちを表そう ・学校に感謝して					
	地区子ども会 ・集団登下校のふりかえり ・地域での問題点の把握と解決 ・春休みの過ごし方						